

議案第 1 号

わいせつ事案等再発防止対策に係る取組方針の策定について

わいせつ事案等再発防止対策に係る取組方針を別紙のとおり定める。

平成26年12月24日

沖縄県教育委員会

## わいせつ事案等再発防止対策 に係る取組方針（案）

### ○服務規律に係る再発防止対策

### ○生徒指導等に係る再発防止対策

〔参考〕取組方針のイメージ図

〔参考〕再発防止対策検討委員会の「提言」

当該取組方針は、わいせつ事案等再発防止対策検討委員会の「提言」を踏まえて策定したものであり、「提言」の趣旨を踏まえ、毎年、効果等を検証し、より実効性のある取組を検討しつつ継続して取り組むものである。

平成26年12月  
沖縄県教育委員会

# 服務規律に係る再発防止対策

## 1 「性犯罪、セクハラに関する研修会」の実施

### (1) 目的

性犯罪やセクシュアル・ハラスメントについて、定期的に繰り返し注意喚起や適切な情報提供等を行うことが重要であるため、全職員を対象とした研修を毎年度実施する。

### (2) 概要

#### ア 外部講師による研修会

##### ① 対象者

(ア) 教育委員会事務局：課長級以上（教育長含む）

(イ) 県立学校：校長、教頭、事務長

(ウ) 小中学校：校長、教頭

##### ② 方法

校長会や教頭会に合わせ、外部講師による講義・応答方式の研修を行う。

#### イ 各学校における研修

##### ① 対象者

全職員

##### ② 方法

校長等が全職員に対して講義・応答方式の研修を実施する。

その際、上記アの研修内容を録画・映像化した媒体も利用し、効果的な研修に努める。

#### ウ 意識調査

研修の測定効果として、研修の前後に意識調査を実施する。

## 2 「懲戒処分の基準」の見直しの検討

### (1) 目的

飲酒運転が減少傾向にあるのは社会環境の変化、特に「刑の厳罰化」によるものが大きいとの意見を受け、わいせつ事案においても抑止力の強化を目的に、懲戒処分の基準の見直しを検討する。

### (2) 概要

他県の基準を調査し、例えば「児童・生徒」を対象としたわいせつ事案については、区別して基準を設定するなど、検討を進める。

## 3 わいせつ行為等に関する分析

### (1) 目的

わいせつ事案は、特に道義的に許されないという側面がありながらも増加傾向にあり、その原因の一つとして、どういった行為が事案につながるのか、起こしてしまった場合にどうなるか、などの職員の想像力の欠如が指摘されていることから、過去のわいせつ事案の場面・場所・動機等を分析し、背景を探り、抑止につなげる。

### (2) 概要

過去のわいせつ事案の場面・場所・動機等を分析し、研修等の資料として活用する。

## 4 「大切な人へのメッセージ」の作成

### (1) 目的

職員一人一人が自分自身を見つめ直し、「大切な人へのメッセージ」という形で、改めて不祥事を起こさないことを誓うことで、抑止力の強化を図る。

### (2) 概要

各所属において、毎年度、全職員がメッセージを記入し、所属長は記入したことを確認することとする。

## 5 信頼関係の強い職場の構築

### (1) 目的

上司・部下の間や同僚間など、自由に意見を言い合える風通しの良い環境をつくり、お互いの変化や悩み等に気づき合うことができる信頼関係の強い職場を構築することによって、わいせつ事案の防止を図る。

### (2) 概要

#### ア わいせつ事案に係る職場内ミーティングの実施

4月・8月・12月に設定されているコンプライアンス向上月間を活用して、わいせつ事案に特化した職場内ミーティングを開き、意見交換を行う。その際、管理職は、自由な意見を述べやすい環境づくりに努める。

#### イ 個人面談の実施等

管理職は、適宜、個人面談を行う等して、職員の変化や悩みを把握することに努める。

## 6 相談窓口情報の周知徹底

### (1) 目的

児童・生徒、保護者、教員等が相談できる相談窓口の情報を周知徹底し、早期に対応することで、わいせつ事案の防止を図る。

### (2) 概要

県教育委員会のみならず、国や県警など様々な機関の相談窓口情報を集約し周知する。

## 生徒指導等に係る再発防止対策

1 県教育庁指導4課における各主管事業において、それぞれの課が参加し「ネット被害防止ガイドライン」を活用してインターネットを介した非行防止を啓発すること

(1) 目的

相互乗り入れを実施することで、本県の教育課題等を広汎・重層的に周知することを目的とする。

(2) 概要

各種事業	主管課	開催月	参加対象
地区講座	県立学校教育課	7月～8月	高等学校の入試、進路指導、生徒指導の担当
地区校長研修会	義務教育課	4月、9月、1月	小中学校校長
地区別性教育・薬物乱用防止教育研修会	保健体育課	7月～9月	養護教諭、保健体育指導者、管理者、各地区教育事務所・市町村教育委員会指導主事 等
沖縄県PTA研究大会	生涯学習振興課	1月	小中学校校長、副校長、教頭、教諭、保護者 等
沖縄県高等学校PTA研究大会	生涯学習振興課	11月	高等学校校長、副校長、教頭、教諭、保護者 等
沖縄県肢体不自由特別支援学校PTA連合会研修会	生涯学習振興課	11月	県内肢体不自由特別支援学校保護者、児童生徒、校長、副校長、教頭、教諭 等
沖縄県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会研修会			県内特別支援学校保護者、校長、副校長、教頭、教諭 等

2 人権教育、性教育等を徹底し、相手を思いやる教育を実施すること

(1) 目的

性情報の氾濫や性に対する考え方の変化など、児童生徒を取り巻く社会環境が変化している中で、社会道徳や性道徳、自制心の涵養を図ることを目的とする。

(2) 概要

各種研修会等	開催月	参加対象
「人権の日」の取り組み	毎月10日	全学校教職員及び児童生徒
県立学校保健主事研修会	4月	保健主事、養護教諭、管理者、各地区教育事務所・市町村教育委員会指導主事

地区別養護教諭研修会	6月	小・中・高・特別支援学校養護教諭
地区別性教育・薬物乱用防止教育研修会	7月～9月	養護教諭、保健体育指導者、管理者、各地区教育事務所・市町村教育委員会指導主事

### 3 発達の段階に応じたインターネットリテラシーを身につける取組を強化すること

#### (1) 目的

携帯電話、スマートフォンを介して出会い系サイト等を媒介とした売春事案(援助交際等)等の防止を図ることを目的とする。

#### (2) 概要

各学校において、道徳、全体集会、学級活動、LHR、教科情報等の時間で「ネット被害防止ガイドライン」を活用し、次のこと留意して規範意識、危険回避能力、情報モラル向上のための取組を実施する。

- ① 個人情報の取り扱いは慎重に行う。
  - ② 知らない人を簡単に信用しない。
  - ③ 不審なサイトやメールにアクセスしたり返信しない。
  - ④ 「自分を大切にすること」の意味を伝え、自己肯定感を育てる。
- 等

### 4 サイバーパトロールの調査研究を検討すること

#### (1) 目的

インターネット上でトラブルの早期発見に努め、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うことを目的とする。

#### (2) 概要

生徒指導推進委員会において、

- ① 実施主体の調査
  - ② 実施主体と関係機関調査研究
  - ③ 児童生徒及び保護者からの相談体制の強化・充実を図る
- 等

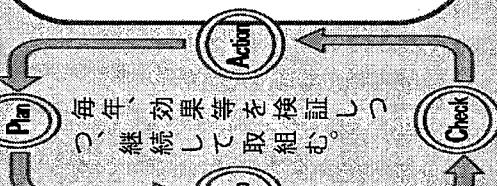
# ～教育委員会職員及び児童生徒がわいせつ事案の当事者とならないために～

## 再発防止対策に係る取組方針 服務規律關係

- 1 「性犯罪、セクハラに関する研修会」の実施
- 2 「懲戒処分の基準」の見直しの検討
- 3 わいせつ行為等に関する分析
- 4 「大切な人へのメッセージ」の作成
- 5 信頼関係の強い職場の構築
- 6 相談窓口情報の周知徹底

## 生徒指導關係

- 1 指導4課による各事業での啓発強化～「ネット被害防止ガイドライン【改訂版】」による啓発の強化～
- 2 人権教育、性教育の充実
- 3 各学校における情報モラル向上のための取組の実施
- 4 生徒指導推進委員会におけるサイバーパトロールの調査研究



- 性被害防止に関する各種ガイドライン等を活用すること。
- 人権教育、性教育等を徹底すること。
- インターネットリテラシーを身につけさせる取組を強化すること。
- サイバーパトロールの調査研究を検討すること。

- 人権・ハラスメント研修を繰り返し実施すること。
- 早期発見の仕組み構築と厳罰化を実施すること。
- 事案を起こした場合の被害者や地域社会、自身の家族への深刻な影響をイメージさせること。
- 職場内で自由に意見を言い合える信頼関係の強い組織体制を構築すること。

(参考)

## わいせつ事案等再発防止対策検討委員会の提言

平成26年12月17日

### 【はじめに】

- 本検討委員会を設置する原因となった教育庁幹部による「児童買春事案」については、県民に与えた衝撃は非常に大きく、一生懸命取り組んでいる教職員の信頼を揺るがす、前代未聞の事案である。
- わいせつ事案については、様々な職種において、様々な犯罪で逮捕されている現実があるが、ネット社会で膨大な情報があふれている現実の社会において、教職員であっても、いつでも誰にでも「落とし穴」があり、その背景にある、犯罪につながる「慣れ」「油断」といったものを生じさせない対策の構築が重要である。
- 対策に特効薬のようなものはなく、地道な取組を継続していくことが重要である。
- 教職員は、児童生徒をまもり育て、健全なる心身と生きる力を育む人材育成を担っているという責務を今一度、自覚し、防止のための不斷の取組を行う必要がある。
- なお、本提言は、発端となった事案のみならず、いわゆるスクールハラスメントや職場の内外におけるセクシュアルハラスメント等についても対象としているものである。

### I 職員の服務規律の確保について

- 人権やハラスメントに関する研修を繰り返し行うこと。
- わいせつ事案の早期発見の仕組みの構築と厳罰化を行うこと。
- 被処分者などの悔恨や事案に至った背景を分析し、研修等で活用すること。
- 社会的・道義的にどういう責任を問われるのか、事案を起こした場合の被害者やその家族、地域社会、自身の家族等への深刻な影響をイメージさせること。
- 職場内で自由に意見を言い合える雰囲気を醸成し、倫理観や道徳観を相互に向上し合えるような、職員間の信頼関係の強い組織体制を構築すること。

### II 児童生徒への指導等について

- 性被害防止に関する各種ガイドライン等を活用すること。
- 人権教育、性教育等を徹底し、相手を思いやる教育を実施すること。
- 発達の段階に応じたインターネットリテラシーを身につけさせる取組を強化すること。
- サイバーパトロールの調査研究を検討すること。

## 「ネット被害防止ガイドライン」改訂案の内容及び活用例について

### 1 ネット被害防止ガイドラインの項目

1 小・中・高における携帯電話等の実態について (1) 小・中学校 (2) 高等学校 (3) 課題及び対応策	2 ネット社会の7つの常識 3 インターネットトラブル事例 (1) 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ (2) ウィルスの侵入や個人情報の流出 (3) ショッピングサイトなどからの思いがけない代金の請求や詐欺 (4) 著作権法等の違反 (5) <u>誘い出しによる性的被害や暴力行為</u> (6) リーサルゲームなどの中毒性がもたらす悪影響 (7) 脅迫行為等	4 ネット・ケータイ問題への対応について (1) 学校におけるポイント (2) 家庭でのポイント (3) ネット依存とは (4) 書き込み等の削除依頼等の対応の基本 (5) 学校と警察とのネット問題連携対応要領	5 参考資料 (1) 沖縄県青少年保護育成条例改正（平成26年7月1日施行）…改正条例の概要（ポイント） (2) ネット・ケータイ問題に係る関係サイト一覧 (3) 相談関係機関一覧 (4) 通知文…（一部新規挿入） (5) チェックリスト (6) e-ネットキャラバン (7) 生徒の取組：高校生ちゅらマナーハンドブック (8) 性に関する指導 (9) 人権に関する指導 (10) 家庭教育力の促進 (11) 広報用リーフレット
※わいせつ事案等再発防止対策検討委員会の提言を受けて活用する部分（下線部）と新たに挿入した部分（波線部分）			

### 2 ネット被害防止ガイドライン（改訂版）の活用例

#### （1）性被害防止関係

「ネットを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫」（P. 16）、「SNSやゲームサイト上の『友だち』による性的画像・動画の流布」（P. 18）の事例等を紹介し、子ども・保護者・教師それぞれの注意点を掲載

（3 インターネットトラブル事例-（5）：誘い出しによる性的被害や暴力行為）

#### （2）性教育関係

小・中・高・特支学校における性に関する指導の内容及び留意点について掲載（P. 58）

（5 参考資料-（8）：性に関する指導）

#### （3）人権教育関係

人権の日を活用したインターネットのSNS等による人権侵害についての人権教育事例を掲載（P. 60）

（5 参考資料-（9）：人権に関する指導）

#### （4）インターネットリテラシー関係

青少年がソーシャルメディアを適切に利用するための「利用の心得」や「留意点」等をまとめたリーフレットやチラシ等を掲載（P. 64～72）

（5 参考資料-（10）：広報用リーフレット）

#### （5）学校ネットパトロール関係

ネットパトロールに関する取組事例として、誹謗中傷、売春・買春等の書き込みを発見した場合の書き込み等の削除等について掲載（P. 28）

（4 ネット・ケータイ問題への対応について-（4）：書き込み等の削除依頼等の対応の基本）

### 3 その他（決定方法、周知等）

平成26年第16回教育委員会会議で、わいせつ事案等再発防止対策が承認され次第、教育長決裁によりガイドラインを改訂し、印刷・製本後、平成27年3月に県内小・中・高校及び関係機関に配布予定（県教育委員会HPにも掲載）

性犯罪・セクシユアルハラスメント等に係る相談窓口

機関名	電話番号	対応時間
【県】		
沖縄県教育委員会「親子電話相談室」	098-869-8753	月～土（9:00～22:00） 上記以外の時間は留守番電話及びFAXで対応
中央児童相談所 「おきなわ子ビも虐待ホットライン」	098-886-2900	月～金（8:30～17:15） 上記以外の時間（24時間対応）
コザ児童相談所	098-937-0859	月～金（8:30～17:15）
県立総合精神保健センター「こころの電話相談」	098-888-1450	月・水・木・金（9:00～11:30、13:00～17:00、火・祝日等除く）
沖縄県教育委員会総務課「セクシユアルハラスマント相談窓口」	098-866-2705	月～金（8:30～17:15）
沖縄県教育委員会学校人事課「セクシユアルハラスマント相談窓口」	098-866-2730	月～金（8:30～17:15）
【警察】		
性犯罪被害者相談	098-868-0110	24時間対応 月～金（9:30～18:15）は、女性警察官が対応
ヤングテレフォンコーナー（少年サポートセンター内）	0120-296-556	月～金（9:30～18:15）
匿名通報ダイヤル	0120-924-839	月～金（9:30～18:15）
【国】		
那覇地方法務局人権擁護課「女性の人権ホットライン」	0570-070-810	098-853-1102 月～金（8:30～17:15）
那覇地方法務局人権擁護課「子どもの人権110番」	0120-007-110	098-853-4460 月～金（8:30～17:15）
那覇地方法務局人権擁護課	098-854-1215	月～金（8:30～17:15）
【市町村】		
那覇市教育委員会教育相談課「青少年ダイヤルなは」	098-832-7867	月～金（9:00～17:00）
浦添市教育委員会子ども青少年課教育相談室	098-876-7830	月～金（9:00～17:00）
西原町教育委員会教育相談室	098-944-3603	月～金（8:30～12:00、13:00～17:15）
うるま市青少年センター	098-978-2202	月～金（9:00～16:00）
読谷村青少年センター	098-982-9232	月～金（8:30～12:00、14:00～17:10）

## 性犯罪・セクシユアルハラスメント等に係る相談窓口

機関名	電話番号	対応時間
嘉手納町青少年センター	098-957-1717	月～金 (8:30～17:15)
沖縄市青少年センター「少年相談テレホンおきなわ」	098-930-1355	月～金 (8:30～17:15)
北谷町青少年支援センター	098-936-3424	月～金 (9:00～12:00、13:00～17:00)
宜野湾市青少年サポートセンター	098-893-5073	月～金 (9:00～17:00)
糸満市青少年センター	098-955-1957	火～土 (10:00～17:00)
石垣市青少年センター	0980-82-1030	月～金 (8:30～17:15)
なは女性センター「ダイヤルうない」	098-861-7515	月～土 (9:00～12:00、13:00～17:00)
<b>【民間等】</b>		
強姦救援センター沖縄「REICO」	098-890-6110	水 (19:00～22:00)、土 (15:00～18:00)
(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金 (10:00～16:00)
(公財)沖縄女性財団「女性相談（ているる相談室）」	098-868-4010	火～土 (10:00～20:00)